

令和6年度 伊賀市文化会館、青山ホール及びあやま文化センター  
の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	伊賀市文化会館、青山ホール、あやま文化センター
所在地	伊賀市西明寺 3240 番地 2、伊賀市阿保 1411 番地 1 伊賀市川合 3370 番地 29
構成施設等	ホール等
開館日及び 開館時間	毎月最終火曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）以 外の午前9時から午後10時まで
休館日	毎月最終火曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
施設所管課	文化振興課

2 指定管理者等

団体名称	公益財団法人伊賀市文化都市協会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日
指定管理料	総額 1,039,328,056 円（令和6年度 207,978,465 円）

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能 数（件）	貸出数 （件）	稼働率 （%）	利用者数 （人）	備 考
伊賀市文化会館	288	186	64.6	51,984	
青山ホール	276	111	40.2	15,180	
計	564	297	52.6	67,164	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計 (A)	減免額 (B)	差引額 (A-B)	うち、 未収入額
伊賀市文化会館	9,641,016	0	9,641,016	
青山ホール	4,642,770	621,240	4,021,530	
計	14,283,786	621,240	13,662,546	

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引 (A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計(A)	合計(B)	
207,978,465	14,283,786	30,916,051	253,178,302	256,177,159	-2,998,857

※自主事業に係る経費を除く。

#### 4 評価

(1) 伊賀市文化会館、青山ホール及びあやま文化センターの設置目的、評価指標及び達成水準

ア 施設の設置目的

【伊賀市文化会館】

市民の文化、教育、福祉等の増進に資する

【青山ホール】

伊賀市及び名張市の住民の文化、芸術及び生涯学習の向上と地域活性化に資する

【あやま文化センター】

市民の文化、芸術及び生涯学習の向上を図り、市民福祉の増進に資する

イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
【伊賀市文化会館】 各種イベント等参加者の利用満足度	「満足」58%以上	A
各世代ごとの企画を実施できた。		

評価指標	達成水準	達成状況
【青山ホール】 各種イベント等参加者の利用満足度	「満足」58%以上	A
各世代ごとの企画を実施できた。		

(2) 運営業務に関する市の履行確認及び評価

ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
管理責任者1人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態はホール3館の運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

イ 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設の自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）を計画し、実施すること。	○	A
事業実施にあたって、地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映すること。	○	
事業実施にあたって、各年齢層や世代間交流を考慮した対象者とする。	○	

<p>評価に対するコメント（評価B以外は必須） 芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会の構成員となり、主管として事業を実施するなど、仕様書に記載した事項以上の事業を実施した。</p>
--

ウ ホール及び会議室等の利用に供すること。

業務内容	履行確認	市評価
利用料金については、市長の承認を得て定めること。	○	B
施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、必要に応じて、利用料金の減免または徴収の猶予をすること。	○	
施設設置条例に基づき、適切に使用許可をすること。	○	
施設設置条例に基づき、必要に応じて使用を制限すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

エ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表 1 に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

オ その他

業務内容	履行確認	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	

評価に対するコメント（評価B以外は必須）

**【履行確認】**

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

**【評価の基準】**

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。